

広告物の設置等に関するご案内

各施設の利用者様がやっている“文化・音楽・教室等”の活動を宣伝する事を目的とした広告を、共用部掲示板・ホームページに無料で掲載及びチラシ等の設置をすることができます。

① 共用部掲示板への掲載例



② ホームページへの掲載例



下記手順に沿ってお申し込み下さい。

1. 管理者に広告設置希望の旨をお申し出ください。
2. 内容・場所等に関して打合せさせていただきます。
3. チラシ・ポスター等をご提出ください。

(森本ガラスビル各施設内で行っている活動の宣伝のみが記載されたものをご用意ください)

広告物掲載に関する規約

【用語の定義】

- ・ 各施設＝ダイヤ通音楽ホール・モリグラ文化教室
- ・ 利用者＝各施設の利用申し込み者(代表者)
- ・ 管理者・当社＝有限会社モリモトマサ硝子
- ・ 広告物＝チラシ・ポスター等の紙又は電子ファイル等

第1条(概要)

- ・ 利用者が各施設内で行っている“文化・音楽・教室等”の活動を宣伝する事を目的とした広告物を、共用部掲示板及びホームページ等管理者が指定した範囲に限り、設置等することができます。
- ・ 広告物掲載希望の利用者は、該当する各施設の規約及び本規約に同意し、管理者が指定する方法で申し込みを行うものとします。

第2条(著作権)

- ・ 利用者が管理者に提出した広告物に関する著作権その他の一切の権利は利用者に留保されるものとします。
- ・ 利用者が広告物の制作を管理者に委託した場合、当該広告物に関する著作権は管理者に帰属するものとします。但し、広告物の制作の委託にあたり利用者が管理者に使用を認めた商標・標章・商号・ロゴその他委託時点において利用者に帰属している権利にかかる部分は除きます。
- ・ 管理者は利用者の広告物を、当社のサービスの広告宣伝又は販売促進等に利用する場合があります、利用者は予めこれを承諾するものとします。

第3条(掲載料)

- ・ 各施設の利用者が行っている“文化・音楽・教室等”の活動を宣伝する事を目的とした広告物に限り無料で設置等できるものとします。
- ・ 利用者側から提出する用紙及び電子ファイル送信時の通信費等、広告設置等に関わる一切の費用は利用者の負担とします。

第4条(掲載終了)

- ・ 利用者又は管理者が広告物の設置終了を申し出たとき、該当する広告物の設置を終了とします。
 - ・ 設置を終了した広告物については、利用者に許可なく管理者が廃棄等処分を行えるものとします。
 - ・ 下記のいずれかに該当する場合、管理者は利用者に予告なく広告物の設置を終了、また廃棄等処分を行うものとします。
1. 利用者が各施設の利用を終了したとき
 2. 利用者が各施設の規約及び本規約に違反したとき
 3. 管理者が広告物を設置していた掲示板及びホームページ等の閉鎖等を行ったとき
 4. その他管理者が不適切と判断したとき

第5条(責任)

- ・ 設置している広告物が悪戯等により汚損、内容を改変されたことにより利用者へ発生した損害について、管理者は一切の責任を負いません。
- ・ 理由のいかんに関わらず、広告物の設置終了に伴い利用者へ発生した損害について、管理者は一切の責任を負いません。

制定 2022年04月20日
改定 2022年08月03日